

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 27日	
大阪府知事 殿 (泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 様)	
提出者 住 所 大阪府高石市高砂1丁目3番地 氏 名 D I C株式会社 堺工場 工場長 川崎 美幸 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-268-3111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	D I C株式会社 堺工場
事業場の所在地	大阪府高石市高砂1丁目3番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製品出荷額：18,474百万円
③従業員数	465人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排 出 量	731 t	1 t
	（これまでに実施した取組） 製造工程のプロセス改善による産業廃棄物の発生抑制を考慮した製造方法を推進した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排 出 量	724 t	1 t
	（今後実施する予定の取組） 引火性廃油についてはプロセス改善及び設備の更新により発生抑制できるようシステムを構築する。また製造工程ミス・トラブルによる不良品の発生抑制するため、手順マニュアル関係の整備を随時実施、技術部門、製造部門との連携を図り、設計プロセスから発生抑制に努める。廃酸（有害）については、プロセス改善に取り組む。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油の内、純度の高いものについて区別することにより、有価物化を図った。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取り組みを継続するとともに、製造部門への更なる周知・徹底を図る。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
0.045 t	0.003 t	5.63 t	698 t
【目標】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
0.044 t	0.003 t	5.57 t	691 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 廃酸(有害)の適正な処理プロセス構築に取り組んだ。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 廃酸(有害)の排出削減に取り組む。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	439 t
－ t	－ t	－ t	439 t
【目標】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	435 t
－ t	－ t	－ t	435 t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全処理委託量	731 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	712 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	203 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	114 t	1 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	258 t	— t
	(これまでに実施した取組) ほとんどの処理委託業者はゼロエミッションを達成している（燃料化、建設資材原料、セメント原料などに再生）。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
0.045 t	0.003 t	6 t	259 t
0.045 t	0.003 t	6 t	0.00005 t
－ t	－ t	4 t	－ t
0.040 t	0.003 t	2 t	－ t
－ t	－ t	－ t	259 t

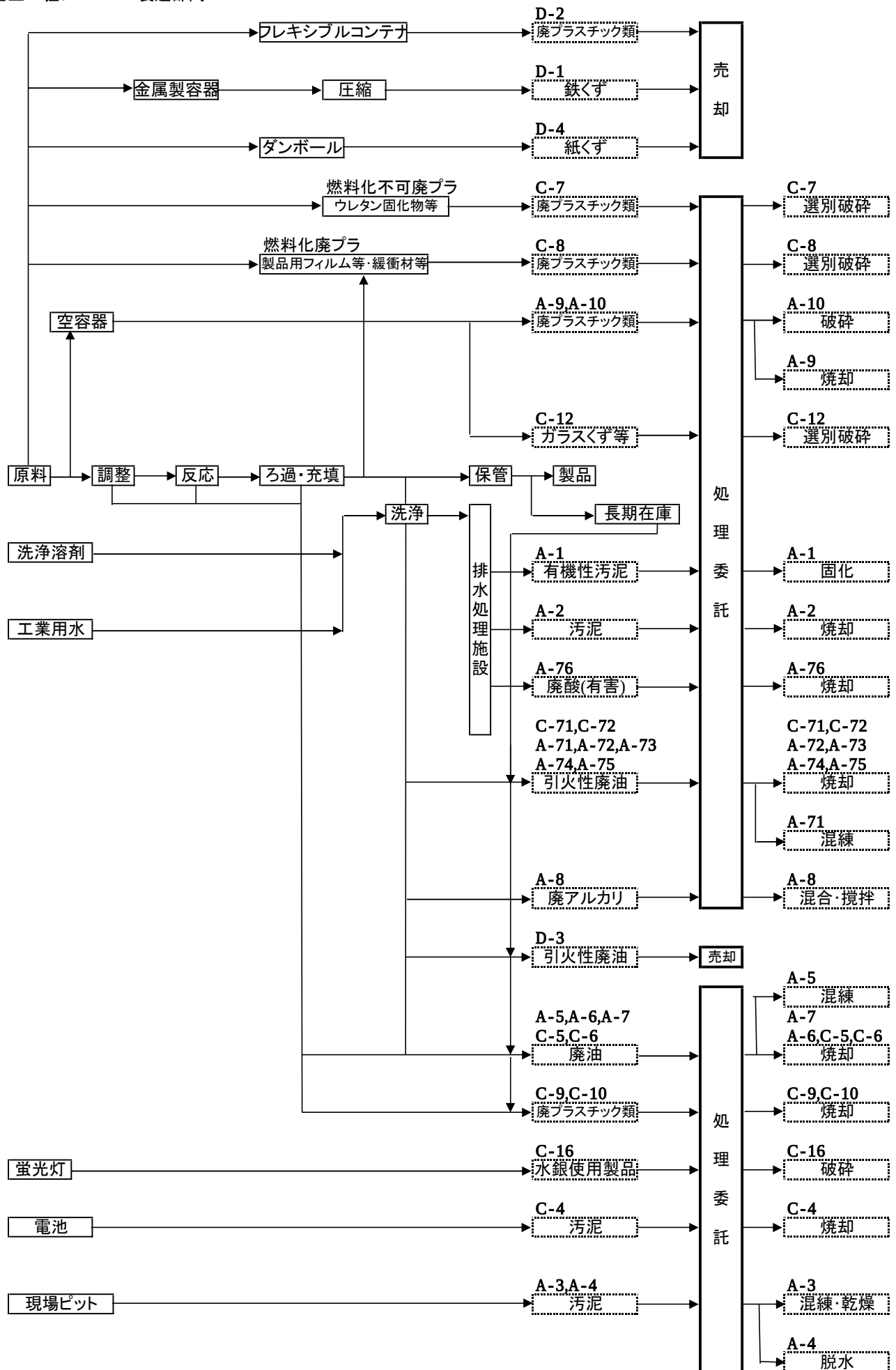
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	引火性廃油	強酸
	全 処 理 委 託 量	724 t	1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	704 t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	201 t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	113 t	1 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	2 t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持 委託処理業者に対して、引続き定期的に処理状況の確認を行う		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1436 t	
	(今後実施する予定の取組等) 全件、電子マニフェストで対応するよう運用していく。		
※事務処理欄			

【目標】			
強アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	廃酸（有害）
0.044 t	0.003 t	6 t	256 t
0.044 t	0.003 t	6 t	0.00004 t
－ t	－ t	4 t	－ t
0.040 t	0.003 t	2 t	－ t
－ t	－ t	－ t	256 t

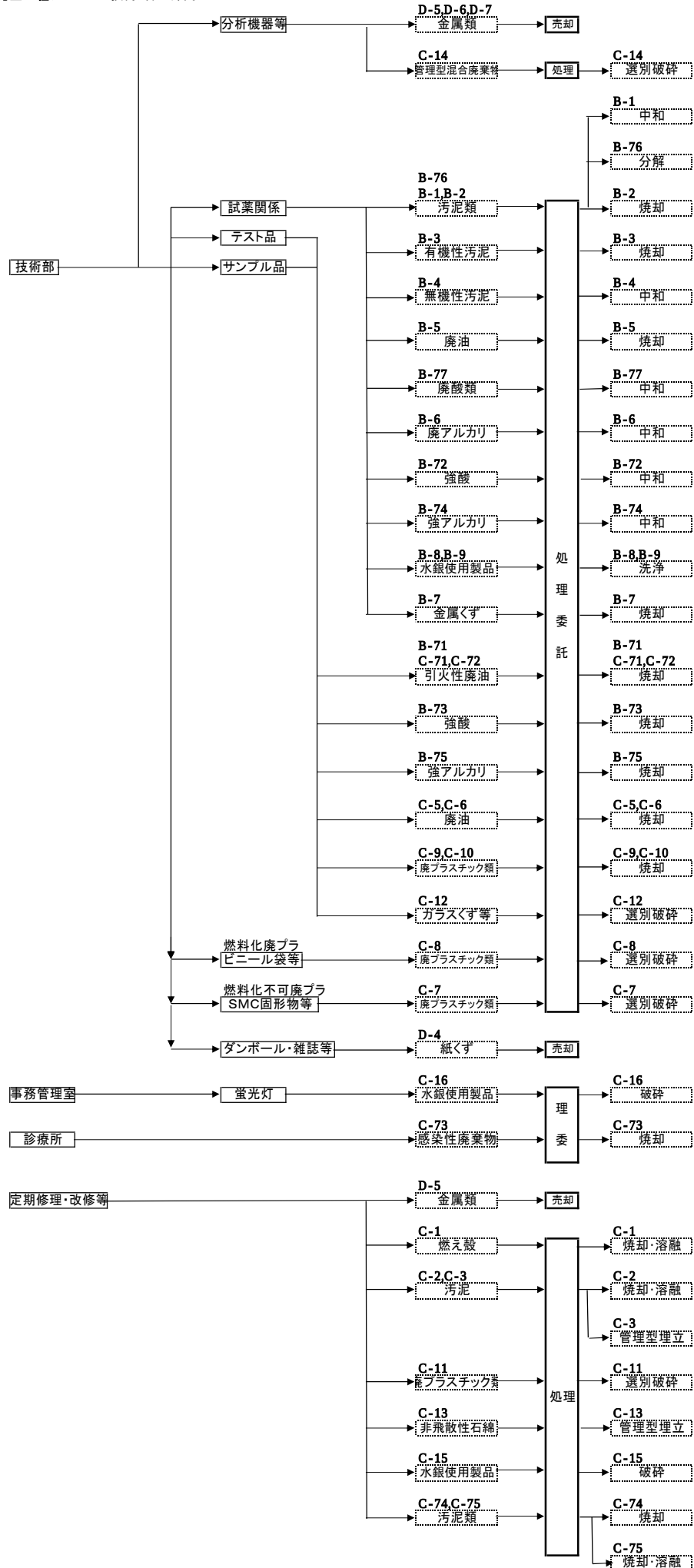
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が**50**トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月**30**日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が**50**トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

発生工程フロー - 製造部門 -



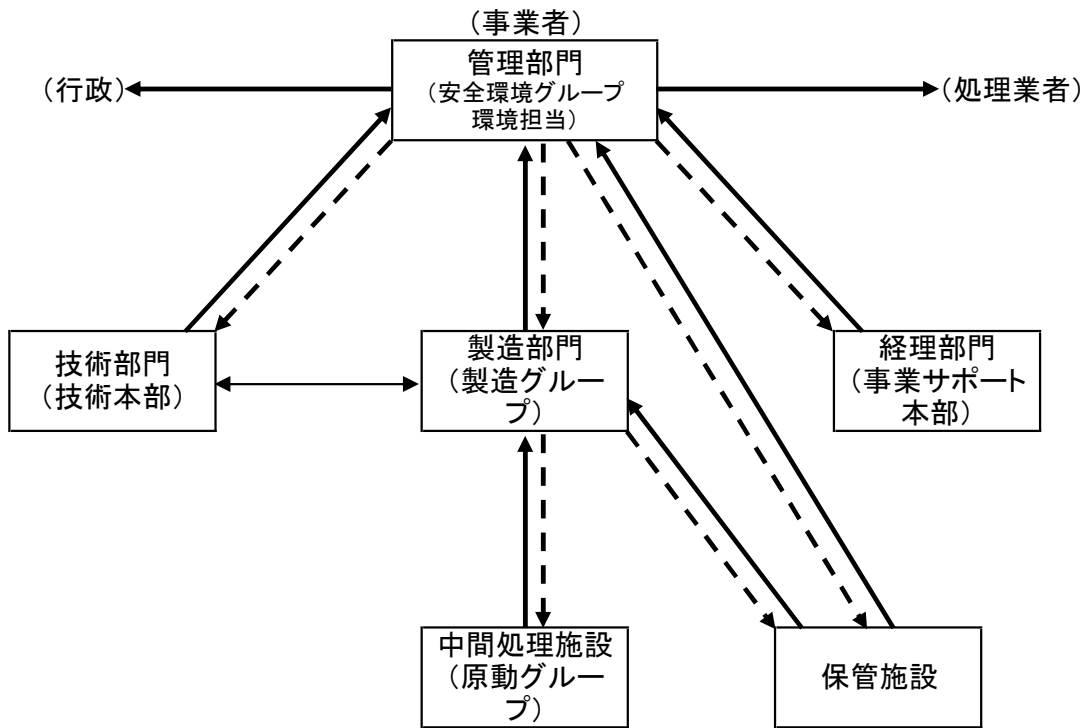
※工程Aは製造部門、Cは製造部門、技術・管理部門共通、Dは有価物
 ※工程1～は通常産業廃棄物、71～は特別管理産業廃棄物



※工程Bは技術・管理部門、Cは技術・管理部門、製造部門共通、Dは有価物
 ※工程1～は通常産業廃棄物、71～は特別管理産業廃棄物

添付資料 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



—————→ 報 告

- - - - -→ 指 示

←———— 相互連絡

〔各部署の役割〕

部 署	役 割
管理部門 (安全環境グループ 環境担当)	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量の集計等 ・処理委託先の定期的監査 ・行政に対する報告等 ・処理業者との委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内教育及び広報 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化、再利用化、減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及び実施 ・産業廃棄物処理業者との折衝及び選定 ・新規産業廃棄物の処理ルート検討 ・産業廃棄物排出日程の調整及び指示
製造部門 (ポリマ製造部)	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各製造現場ごとの施設維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握 ・上記内容を管理部門に報告
中間処理施設 (原動グループ)	・中間処理施設(排水処理施設)の維持管理 ・中間処理施設(排水処理施設)の稼働状況の把握 ・上記内容を管理部門に報告
技術部門 (技術本部)	・製造工程の研究開発及び改善 ・研究グループごとに排出される産業廃棄物量の把握 ・上記内容を管理部門に報告
保管施設	・製造部門、技術部門より排出される産業廃棄物を所定の場所にて保管 ・産業廃棄物の処理業者への引き渡し(積み込み) ・産業廃棄物種類ごとの保管量の把握 ・上記内容を管理部門に報告
経理部門 (事業サポート本部)	・産業廃棄物適正処理費用の支払い及び管理 ・上記内容を管理部門に報告